

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和5年12月27日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

法務大臣 小泉 龍司 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

経済産業大臣 齋藤 健 殿

東京都新宿区西新宿6丁目2-1

新宿スクエアタワー3階

株式会社クロスベイター

代表取締役 榎原 満

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

株式会社クロスベイター（以下「当社」といいます）は、契約書の作成、締結、管理までクラウド上で完結できる電子契約サービス「DX-Sign」（ディーエックスサイン）を提供しています。すでに数多くの企業に導入され、企業間の契約だけではなく雇用契約などにも利用が拡大しております。当社の電子契約サービスを利用することにより、契約業務にかかわる印刷、製本、押印や郵送といった時間や手間、郵送料や印紙、保管の費用、紛失、改竄などといった紙の契約締結における様々な課題を解決し、日本企業のデジタルトランスフォーメーションの推進に寄与することを事業目標としています。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発または提供」に該当すると考えます。

当社が提供する DX-Sign（具体的なサービスの内容は、後述 3.(2)事業概要に記載します。）は、電磁的記録の活用によるペーパーレス化、脱ハンコの実現により、従来の書面を利用した業務における効率化、生産性の向上を見込むことが可能となります。

そしてこの度、新たな需要の獲得として、国や地方公共団体における契約書への押印に代替する用途や請書、検査調書、見積書などへの利用を見込んでおり、その一連の営業活動を「新事業活動」と定義しております。

国・地方公共団体の電子契約への需要としましては、一定数の利用の獲得が期待されます。
その背景としまして、

新たな需要の獲得が見込まれます。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：国、地方公共団体およびその契約相手（法人及び個人）

(2) 事業概要

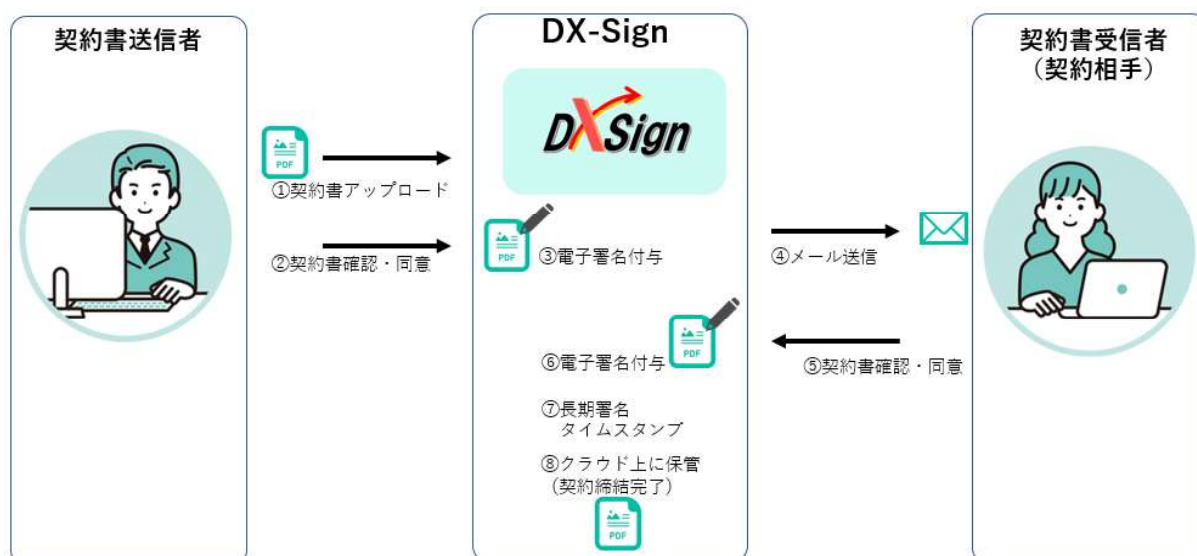
当社が提供する電子契約サービス「DX-Sign」は、契約の締結と管理を一元して行えるクラウド型電子契約サービスです。契約書や発注書などの PDF ファイル形式の書類をクラウド上にアップロードし、自己において内容を確認・同意・電子署名付与後、相手方の宛先（氏名・電子メールアドレス等）を入力して送付後、相手方も画面上で内容の確認・同意・電子署名付与等を行うことで、契約の合意締結を行う事ができます。締結後の書類はクラウド上で管理され、印刷も不要となりますのでペーパーレス化を簡単に実現できます。

契約締結における電子契約の方式については、サービス提供者である当社の秘密鍵により当社、第三者の意思が介在することなく、利用者（契約当事者）の意思にのみ基づいて電子署名が行われる立会人型（事業者型）電子署名を採用しております。

なお、DX-Sign では利用者（契約当事者）が合意する度に電子署名が施され、更に契約が締結した後は、長期署名（PAdES）も施される仕組みとなっております。よって本人性と非改竄性の証明として有効な形式となります。

DX-Sign のサービスの契約締結の流れは、以下の通りです。

電子契約締結の概念図



送信者は、DX-Sign にログインし、送信したい書類をアップロードすることで相手先へ簡単にお送りいただけます。また、受信者は DX-Sign に登録不要で送信者から届く通知メールから合意締結ができます。以下にて送受信の流れをご説明いたします。

【書類送信の流れ】

- ① DX-Sign に「ログイン」し、「新規書類の送信」をクリック。



- ② 送信する契約書類（PDF ファイル）を選択。



- ③ 送信したいすべての書類を選択後、書類のタイトルとメモ(任意)を入力し、「次へ」進む。



④ 送信する送付先の入力(承認者、署名者を追加)を行い、「次へ」進む。

⑤ 書類の入力項目を設定(任意)。

⑥ 最後に送信内容を確認し、任意の項目の確認と、署名方式を選択する。

※任意の項目は、「共有先」「親展設定」「メッセージ追加」が可能です。

※署名方式の選択は、DX-Sign の Normal プランにて可能です。「5.送信内容確認」の「■署名方式」にて選択いただけます。

⑦ 内容に間違いがなければ「送信」ボタンを押す。

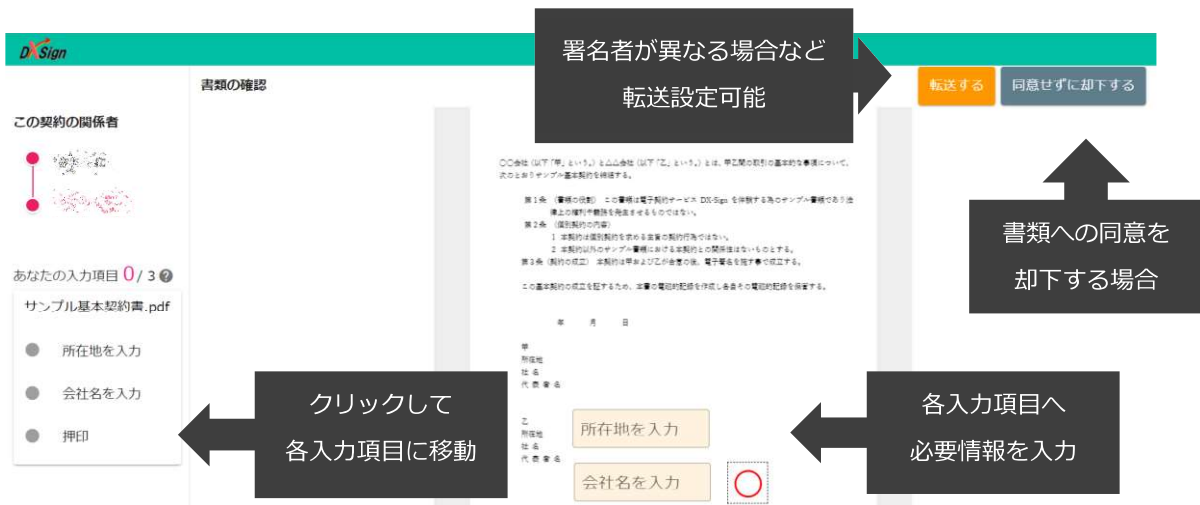
⑧ 「送信」ボタンをおすと最後に送信の確認が入るので、「送信する」をクリックして終了。
その後、設定した送信先へメールで書類確認 URL が送信される。

【書類受信の流れ】

① 送信者が設定した「承認者」「署名者」のメールアドレス宛に、確認依頼の通知メールが届いたら、「書類を確認する」をクリック。

② 左側の各入力項目を確認し、必要な情報の入力やチェックを行う。

※入力項目の設定がない場合は、次で説明する「書類の合意」へそのまま進む。

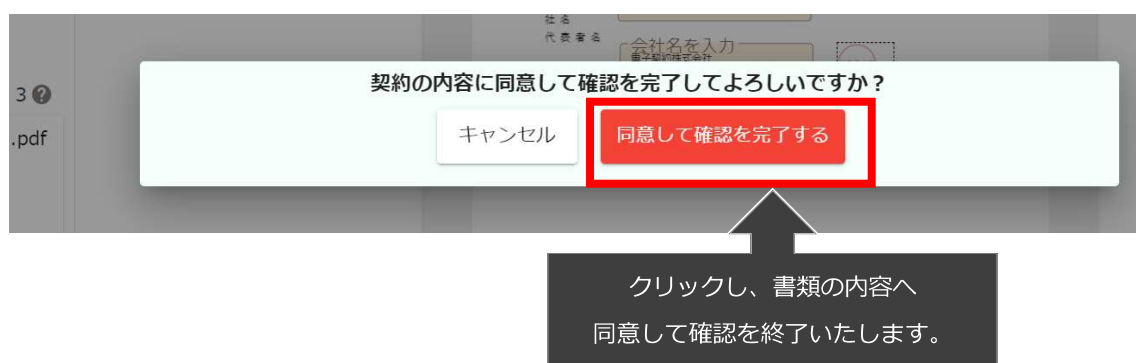


③ すべての入力後、「確認」ボタンを押し、書類の合意へ進む。



④ ポップアップの書類合意への確認ボックスをクリックして終了。

※未設定の入力項目がある場合は確認ボタンをクリックできない為、再度入力内容の確認を行う。



以上が送受信の流れとなります。

- (3) 新事業活動を実施する場所
当社本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
本法律の解釈が明らかにされ次第、速やかに実施する予定です。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

- 2 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。
- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2・3 (略)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条 (略)

2～4 (略)

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 （平成十五年総務省令第四十八号）

第二条 (略)

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 (略)

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律および法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

- ① 電子契約サービス「DX-Sign」において PDF ファイル形式の書類をクラウドサーバーにアップロードし、契約当事者がそれぞれ画面上で同意し、契約締結業務を実施する仕組みは、契約事務取扱規則第 28 条第 2 項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等（以下「契約書など」という。）の作成に代わる「電磁的記録の作成」として、利用可能であることを確認させていただきたい。
- ② 電子契約サービス「DX-Sign」による電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第 28 条第 3 項に基づき国の契約書にも利用可能であること、また、地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 1 号に基づき地方公共団体の契約書についても利用可能であること、をそれぞれ確認させていただきたい。

(2) 具体的な確認事項の①に関する法律等の解釈及び当社の見解

契約事務取扱規則第 28 条第 2 項では、同規則第 28 条第 1 項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」と規定しています。

DX-Sign では、送信者が契約書などの PDF 形式の書類を作成し、DX-Sign のウェブサイトアクセス、ログインして、所定の操作を行うことにより契約書などの PDF ファイルを当社が使用するサーバーにアップロードすることができます。そして、受信者（契約相手方）の宛先（氏名・電子メールアドレス等）を入力し内容を確認後、画面上の送信ボタンをクリックすると、DX-Sign から受信者のメールアドレス宛に、送信者から契約締結依頼があったことと、DX-Sign のクラウドサーバー上にアップロードされた PDF ファイルにアクセスするための専用の URL が記載された電子メールが配信されます。受信者は受信したメールに記載された URL をクリックすることで DX-Sign のクラウドサーバー上にアップロードされた PDF ファイルにアクセスでき、その書類の内容を確認して画面上の同意ボタンをクリックすることにより、当社の意思を介在することなく自動的に電子署名が付与され、契約締結が完了します。

以上のとおり、DX-Sign は、契約当事者がそれぞれの電子計算機からインターネットを経由して、当社がクラウドサーバー上で提供する電子契約サービスである DX-Sign にアクセスし、処理を行うものであり、これは「各省各庁の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」に該当します。更に、契約当事者が、DX-Sign 上で契約事務取扱規則第 28 条第 1 項に規定された契約書などをアップロードし、その内容確認、同意を行うことは「当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」に該当します。従いまして、DX-Sign を利用して契約書などの PDF ファイルをアップロードし契約当事者がインターネットを経由して契約当事者が確認、同意することは契約事務取扱規則第 28 条第 2 項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当することから、契約書、請書その他これ

に準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考えます。

(3) 具体的な確認事項の②に関する法律等の解釈及び当社の見解

電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」といいます）第2条第1項によると、電子署名として認められるためには、以下の要件を満たすこととしています。

・ 第2条第1項柱書

電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること（電子文書ファイルに署名データを付加する措置であること）

・ 第2条第2項第一号

当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（作成者を表示するものであること）

・ 第2条第2項第二号

当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（改変が検知できること）

ア 電子署名法第2条第1項柱書に関する解釈及び当社の見解

電子署名法第2条第1項柱書では、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」が、電子署名の要件として定められています。

DX-Sign においては、契約当事者によってアップロードされた契約書などの PDF ファイルのデータそのものに対して、契約当事者の意思に基づき署名鍵によって別途署名を施す措置をとるものであり、PDF ファイルそのものは電磁的記録であることから、第2条第1項柱書の要件を満たすものといえます。

また、アップロードした PDF ファイルの内容へ送信者と受信者の双方が同意をすると、PAdES（PDF Advanced Electronic Signatures）に準拠した長期署名フォーマットを採用した電子署名を、当該 PDF ファイルへ付与いたします。すなわち PDF ファイルを対象として電子署名を付与する方式を採用しており、その点からも第2条第1項柱書に定める要件を満たすものといえます。

イ 電子署名法第2条第1項第1号に関する解釈及び当社の見解

電子署名法第2条第1項第1号では、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」（作成者を表示するものであること）が電子署名の要件として定められています。

この点につき、総務省・法務省・経済産業省より、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（令和2年7月17日）」が発出され、一定の条件を満たす場合には、利用者が作成した電子文書に対してサービス提供事業者の署名鍵と電子証明書を用いた電子署名であっても、当該署名データに作成者の氏名や認証に用いたのメールアドレスなどを表示することで、電子署名法第2条第2項第1号の電子署名にあたるとの見解が示されています。

令和2年7月17日付「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A（電子署名法2条1項に関する Q&A）」抜粋

- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

上記の Q&A によれば、立会人型のサービスにおいて、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」（作成者を表示するものであること）であるためには、以下の要件を満たすことが必要となると記載されています。

要件①技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められること。

要件②サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになること

DX-Sign は立会人型の電子契約サービスであり、電磁的記録について契約当事者ではなく、契約当事者の指示によりサービス提供事業者である当社の署名鍵と電子証明書を用いて電子署名を施す方式となっております。ここでは、電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」がサービス提供する当社ではなく、当社のサービスを利用する者であると評価し得るものであるかが、課題となります。

（ア）要件①について

DX-Sign は立会人型の電子契約サービスであり、電子署名を施す処理は、作成者となる利用者の指図に基づきクラウド上で当社の秘密鍵により機械的に行われ、サービス提供者である当社の意思が介在する余地がなく、作成者の意思のみに基づいて暗号化処理を行う仕組みとなっています。暗号化のプロセスについては、以下の通りです。

- ① 送信者は、DX-Sign の Web サイトにアクセスし、メールアドレスとパスワードを入力してログインする。
- ② 送信者は、契約書などの PDF ファイルを当社が本サービスのために使用しているサーバーにアップロードする。
- ③ 送信者は、受信者の氏名・メールアドレス・会社名を設定する。また、必要に応じて PDF ファイル上に署名欄やチェックボックス、印影などの入力項目（以下「入力項目」といいます）を設定することができる。送信者は、PDF ファイルの内容を確認の上、3 つの署名方式（1.電子署名、2.電子サイン+タイムスタンプ、3.電子サイン）の中から「電子署名」を選択後、「送信」ボタンをクリックする。この行動から、送信者が自らの意思で電子署名を付与したとみなすことができる。
- ④ DX-Sign は、送信者の指示を受け、PDF ファイルに当社の署名鍵による電子署名を付与する。送信者が指定した受信者のメールアドレス宛に PDF ファイルにアクセスするための専用の URL を記載したメールを送信する。
- ⑤ 受信者は、メールを受け取り、メール内に記載された署名方式が「電子署名」となっているのを確認の上、専用の URL をクリックすることで本サービスにアクセスし PDF ファイルを確認する。この行動から、受信者も自らの意思で電子署名を付与したとみなすことができる。入力項目が設定されている場合には、必要な入力を実施し、「同意して確認を完了する」をクリックする。
- ⑥ DX-Sign は受信者が入力項目を入力したこと、書類に同意したことに対してそれぞれ、当社の署名鍵により PDF ファイルに電子署名を付与する。
- ⑦ 最後に、DX-Sign は、タイムスタンプを付与し、以上のプロセスを経て契約締結が完了する。契約締結が完了した PDF ファイルを、送信者および受信者にメールにて配信する。

上記①から⑥において、当社のシステムおよびシステムと API により連携した Trust リモート署名サービスのシステム上ですべて自動的に処理されており、電子文書は当社の意思が介在する余地がなく利用者（送信者・受信者）の意思に基づいて機械的に暗号化が行われております。



以上により、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると考えます。

(イ) 要件②について

DX-Sign により、PDF ファイルに付与された作成者の電子署名データについては、次の画像のとおり、Adobe Acrobat などの PDF リーダーを利用して「署名パネル」より確認することができ、サービス提供事業者である当社の電子証明書の内容と作成者である利用者の氏名・メールアドレス・署名時刻を確認できる仕組みとなっています。

したがって、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているため、電子文書について行われた措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになっていると考えます。

 署名済みであり、すべての署名が有効です。



署名

田 ▾ **すべてを検証**

バージョン1: 株式会社クロスベーター により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)

文書 は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。

署名は LTV 対応です

作成者 (送信者)	作成日時
理由: KCloud 代表取締役 横田 浩一 (kcloud@crossbeater.com) によって	2023-05-21 13:59:02.570652 +0900 Asia/Tokyo に作成されました。

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2023.05.21 15:13:46 +09'00'

フィールド: PDFL1 (不可視署名)

[このバージョンを表示](#)

バージョン2: 株式会社クロスベーター により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)

文書 は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。

署名は LTV 対応です

作成者 (受信者)	作成日時
理由: 代表取締役 横田 浩一 (kcloud@crossbeater.com) によって	2023-05-21 14:10:03.529626 +0900 Asia/Tokyo に署名されました。

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2023.05.21 15:13:46 +09'00'

フィールド: PDFL2 (不可視署名)

[このバージョンを表示](#)

バージョン3: 株式会社クロスベーター により署名済み

バージョン4: AMANO-TSU-T2P2-1 により署名済み

ウ 電子署名法第2条第1項第2号に関する解釈及び当社の見解

電子署名法第2条第1項第2号では、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（改変が検知できること）が、電子署名の要件として定められています。

公開鍵暗号方式を利用したデジタル署名の場合には、秘密鍵で暗号化された暗号文を公開鍵で復号化して得られた情報と、電子署名の対象となっている電子文書等とを照合することにより、改変がなされているかどうか確認することができるため、上記の要件を満たすといえます。

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則

第二条 法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。

- 一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解
- 二 大きさ二千四十八ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算
- 三 楕円曲線上の点がなす大きさ二百二十四ビット以上の群における離散対数の計算
- 四 前三号に掲げるものに相当する困難性を有するものとして主務大臣が認めるもの

証明書ビューア

このダイアログボックスを使用して、証明書およびその発行チェーン全体の詳細を表示できます。表示される詳細は、選択したエントリに対応しています。

☒ 見つかったすべての証明パスを表示(S)

Cybertrust iTrust Root Certifi...

Cybertrust iTrust Signatur...

株式会社クロスベーター

概要 詳細 失効 信頼 ポリシー 法律上の注意事項

証明書データ(D):

名前	値
バージョン	3
署名アルゴリズム	SHA256 RSA
サブジェクト	cn=Cybertrust iTrust Root Certifica...
発行者	cn=Cybertrust iTrust Root Certifica...
シリアル番号	09 8E A5 03 20 EE 95 3B B7 B1 A4 88...
有効期間の開始	2018/02/19 15:08:42 +09'00'
有効期間の終了	2043/02/19 15:08:42 +09'00'

SHA256 RSA (1.2.840.113549.1.1.11)

i 選択した証明書パスは有効です。

パスの検証確認は、署名時刻に行われました:
2023/03/06 13:02:58 +09'00'
検証モデル: シェル

OK

エ 結論

以上より、DX-Sign における電子署名は、電子署名法第 2 条第 1 項に定める「電子署名」に該当し、同項を引用する契約事務取扱規則第 28 条第 3 項に基づき国の契約書についても利用可能であること、また、地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 1 号に基づき地方公共団体の契約書についても利用可能であるものとする。

7. その他

特にございません。

以上